

新見市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

新見市長 戒 育

新見市条例第 2 号

新見市議会委員会条例の一部を改正する条例

新見市議会委員会条例（平成 17 年条例第 362 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条の次に次の 1 条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第 15 条の 2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下この条において「オンラインによる方法」という。）によって、委員会を開会することができる。ただし、第 20 条（（秘密会））第 1 項の秘密会は、この限りでない。

（1） 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

（2） 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 第 1 項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第 21 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第 24 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力

装置を含む。以下この項において同じ。)とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

第25条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条に次の1項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

第28条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第29条第3項中「(公述人の発言)」を「((公述人の発言))」に、「(委員と公述人の質疑)」を「((委員と公述人の質疑))」に、「(代理人又は文書による意見の陳述)」を「((代理人又は文書等による意見の陳述))」に改め、同項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

第30条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

新見市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

新見市長 戎 有

新見市条例第 3 号

新見市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

新見市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 1 8 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「月額 3 万円」を「月額 5 万円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日以後最初に行われる一般選挙により選挙される新見市議会議員の任期が始まる日から施行する。

新見市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

新見市長 戒 斎

新見市条例第 4 号

新見市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

新見市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成 1 7 年条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表中

「

議長	4 2 5 , 0 0 0 円
副議長	3 5 5 , 0 0 0 円
その他の議員	3 3 0 , 0 0 0 円

」を

「

議長	4 5 5 , 0 0 0 円
副議長	3 8 5 , 0 0 0 円
その他の議員	3 6 0 , 0 0 0 円

」に

改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日以後最初に行われる一般選挙により選挙される新見市議会議員の任期が始まる日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
（令和 6 年 6 月及び 1 2 月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 令和 6 年 6 月及び 1 2 月に支給する期末手当に関する第 5 条第 2 項の規定の適用については、同項中「1 0 0 分の 1 5 0」とあるのは「1 0 0 分の 1 6 5」とする。

新見市公告式条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

新見市長 戎 育

新見市条例第 5 号

新見市公告式条例の一部を改正する条例

新見市公告式条例（平成 1 7 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

掲示場

新見市役所前掲示場

大佐支局前掲示場

神郷支局前掲示場

哲多支局前掲示場

哲西支局前掲示場

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

新見市長 我 斎

新見市条例第 6 号

新見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

新見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「法第 19 条第 9 号」を「法第 19 条第 11 号」に改める。

第 2 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

（4） 個人番号利用事務 法第 2 条第 10 項に規定する個人番号利用事務をいう。

第 2 条に次の 2 号を加える。

（7） 特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

（8） 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 4 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

第 5 条第 1 項中「法第 19 条第 9 号」を「法第 19 条第 11 号」に改める。

別表第 1 に次のように加える。

5 市長	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
------	--

別表第 2 の 1 市長の項特定個人情報の欄中「保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報」を、「保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施に関する情報」に改め、同表に次のように加える。

5 市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮す	住民票関係情報、地方税
------	---------------------	-------------

る外国人に対する生活保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

関係情報、障害者関係情報、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による療育医療の給付若しくは養育医療に関する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年

		法律第123号)による 自立支援給付の支給に関 する情報であって規則で 定めるもの
--	--	--

別表第3に次のように加える。

2 市長	生活保護法に準じて実施する 生活に困窮する外国人に対す る生活保護の決定及び実施又 は徴収金の徴収に関する事務 であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療 に要する費用についての援 助に関する情報であって規 則で定めるもの
------	--	-------	---

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

新見市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

新見市長 戎 斎

新見市条例第 7 号

新見市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

新見市職員の育児休業等に関する条例（平成 1 7 年条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「（地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第 8 条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

新見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

新見市長

戒 育

新見市条例第 8 号

新見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

新見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「夜間勤務手当」の次に「、宿日直手当」を、「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「報酬及び期末手当」を「報酬、期末手当及び勤勉手当」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

新見市新見駅前自転車等駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

新見市長 戎 育

新見市条例第 9 号

新見市新見駅前自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

新見市新見駅前自転車等駐車場条例（平成17年条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条の表新見駅前自転車等第1駐車場の項中「外」を削り、同表新見駅前自転車等第2駐車場の項中「新見市西方486番地3外」を「新見市西方466番地11」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新見市災害対策基金条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

新見市長 戎 育

新見市条例第 1 0 号

新見市災害対策基金条例

(設置)

第 1 条 災害予防、災害応急対策、災害復旧、被災地への支援活動等の災害対策に係る経費の財源を確保し、災害に対する迅速な対応と災害からの早期復興を図るため、新見市災害対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、毎会計年度の予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用等)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する目的を達成するために要する経費に充てる場合に限り、その一部又は全部を処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、預入金融機関等が預金保険法（昭和 4 6 年法律第 3 4 号）第 4 9 条第 2 項及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和 4 8 年法律第 5 3 号）第 4 9 条第 2 項の規定による保険事故を起こした場合にも、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新見市消防手数料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

新見市長 戒 斎

新見市条例第 11 号

新見市消防手数料に関する条例の一部を改正する条例

新見市消防手数料に関する条例（平成 17 年条例第 278 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 の部（2）の款中「1, 180, 000 円」を「1, 450, 000 円」に、「1, 410, 000 円」を「1, 720, 000 円」に、「1, 590, 000 円」を「1, 920, 000 円」に、「1, 950, 000 円」を「2, 360, 000 円」に、「2, 270, 000 円」を「2, 740, 000 円」に、「4, 550, 000 円」を「5, 640, 000 円」に、「5, 820, 000 円」を「7, 240, 000 円」に、「7, 070, 000 円」を「8, 790, 000 円」に改め、同表 10 の部高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査の款イの項中「をいう。」の次に「以下この項、」を、「金額」の次に「（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）第 37 条の 4 第 1 項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、6, 000 円）」を加え、同表 14 の部（1）の款中「（昭和 42 年法律第 149 号）」を削り、同表 21 の部中「（昭和 42 年法律第 149 号）」を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

新見市集会施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

新見市長

我 斎

新見市条例第 1 2 号

新見市集会施設条例の一部を改正する条例

新見市集会施設条例（平成 1 7 年条例第 2 9 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中野コミュニティハウスの項、後原集会所の項及び矢田東集会所の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新見市豊永地域振興基金条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

新見市長 我 脊

新見市条例第 1 3 号

新見市豊永地域振興基金条例

(設置)

第 1 条 新見市豊永地域内の地域振興及び福祉の増進を図るため、新見市豊永地域振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、毎会計年度の予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用等)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する目的を達成するために要する経費に充てる場合に限り、その一部又は全部を処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、預入金融機関等が預金保険法（昭和 4 6 年法律第 3 4 号）第 4 9 条第 2 項及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和 4 8 年法律第 5 3 号）第 4 9 条第 2 項の規定による保険事故を起こした場合にも、処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定め

る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

豊永財産区管理会条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

新見市長

戎 育

新見市条例第 1 4 号

豊永財産区管理会条例を廃止する条例

豊永財産区管理会条例（平成 1 7 年条例第 3 4 6 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

新見市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

新見市長 戎 育

新見市条例第 1 5 号

新見市特別会計条例の一部を改正する条例

新見市特別会計条例（平成 1 7 年条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とする。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

新見市大佐老人工芸館条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

新見市長

戎 育

新見市条例第 1 6 号

新見市大佐老人工芸館条例を廃止する条例

新見市大佐老人工芸館条例（平成 1 7 年条例第 1 1 9 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

新見市哲西高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

新見市長 戎 育

新見市条例第 1 7 号

新見市哲西高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例

新見市哲西高齢者生活福祉センター条例（平成 1 7 年条例第 1 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、居住機能」を削る。

第 4 条を削り、第 5 条を第 4 条とし、第 6 条を第 5 条とし、第 7 条を第 6 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（事業）

第 7 条 福祉センターは、第 2 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）第 1 0 条の 4 第 1 項第 2 号、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 0 条第 1 項及び身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 8 条第 1 項に規定する通所介護
- （2） 老人福祉法第 1 0 条の 4 第 1 項第 1 号、介護保険法第 7 0 条第 1 項及び身体障害者福祉法第 1 8 条第 1 項に規定する訪問介護
- （3） 福祉センター利用者と地域住民との交流を図るための各種事業
- （4） 前各号に附帯する事業

第 8 条を削り、第 9 条を第 8 条とする。

第 1 0 条第 4 号中「第 8 条第 5 号」を「第 7 条第 3 号」に改め、同条を第 9 条とし、第 1 1 条から第 1 3 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

新見市心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

新見市長 戎 有

新見市条例第 1 8 号

新見市心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例

新見市心身障害者医療費給付条例（平成 1 7 年条例第 1 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項に次の 1 号を加える。

（4） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 2 5 年政令第 1 5 5 号）

第 6 条第 3 項に定める 1 級の精神障害者保健福祉手帳及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 1 8 年政令第 1 0 号）第 1 条の 2 第 3 号の精神通院医療に係る自立支援医療受給者証のいずれも所持する者
第 4 条第 1 項中「生活療養」の次に「並びに精神疾患による入院に係る療養であって規則で定めるもの」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の新見市心身障害者医療費給付条例の規定に基づく受給資格証の交付申請その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

新見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

新見市長

戎 有

新見市条例第 1 9 号

新見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

新見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 4 6 号）の一部を次のように改正する。

別表し尿の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新見市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

新見市長

戎 有

新見市条例第 2 0 号

新見市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

新見市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 3 0 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 人員に関する基準（第 4 条・第 5 条）
- 第 3 章 運営に関する基準（第 6 条—第 3 1 条）
- 第 4 章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第 3 2 条）
- 第 5 章 雑則（第 3 3 条）

附則

「第 2 章 指定居宅介護支援の基準」を削る。

第 2 条第 4 項中「地域包括支援センター」の次に「（以下「地域包括支援センター」という。）」を加える。

第 3 条中「指定居宅介護支援事業者の指定の申請者は、法人でなければならない。」を「法第 7 9 条第 2 項第 1 号に規定する条例で定める者は、法人とする。」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第 2 章 人員に関する基準

第 4 条第 1 項中「常勤の介護支援専門員」を「指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるもの」に改め、同条第 2 項中「利用者の数が 3 5」を「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第 1 1 5 条の 2 3 第 3 項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支

援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第15条第26号において同じ。）を行う場合にあつては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第5条第1項中「（以下「管理者」という。）」を削り、同条第2項中「管理者」を「前項に規定する管理者」に改め、「附則第2項において同じ。」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。

第5条第3項中「管理者」を「第1項に規定する管理者」に改め、同項第2号中「同一敷地内にある」を削り、同条の次に次の章名を付する。

第3章 運営に関する基準

第6条第1項中「第20条の」を「第20条に規定する」に改め、「この場合において、当該同意は、できる限り書面により得るものとする。」を削り、同条第2項中「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたもの

が占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第8条中「当該指定居宅介護支援事業所の」を「当該事業所の」に改め、「速やかに」を削る。

第9条中「場合は」を「場合には」に改める。

第12条第2項中「利用料」を「前項の利用料」に改める。

第13条中「利用料」を「前条第1項の利用料」に、「場合には」を「場合は」に改める。

第14条第1項中「行わなければ」を「行われなければ」に改める。

第15条第1項第1号中「させること」を「させるものとする」に改め、同項第2号中「行うこと」を「行う」に改め、同号の次に次の2号を加える。

(2の2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2の3) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第15条第1項第3号中「ならないこと」を「ならない」に改め、同項第4号中「ならないこと」を「ならない」に改め、同項第5号中「提供すること」を「提供するものとする」に改め、同項第6号中「ならないこと」を「ならない」に改め、同項第7号中「前号の」を「前号に規定する解決すべき」に、「ならないこと」を「ならない」に改め、「当該」を削り、同項第8号中「利用者の希望及び」を「利用者の希望及び利用者についての」に、「ならないこと」を「ならない」に改め、同項第9号中「求めること。」を「求めるものとする。」に、「その他やむを得ない」を「その他のやむを得ない」に改め、同項第10号中「ならないこと」を「ならない」に改め、同項第11号中「ならないこと」を「ならない」に改め、同項第12号中「求めること」を「求めるものとする」に改め、同項第13号中「当該」及び「以下「モニタリング」という。」を削り、「行うこと」を「行うものとする」に改め、同項第13号の2中「若しくは歯科医師」を「等」に、「すること」を「するものとする」に改め、同項第14号中「介護支援員」を「介護支援専門員」に、「モニタリング」を「第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）」に、「ならないこと」を「ならない」に改め、同号ア中「は、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号イ中「は」を削り、同号イを同号ウとし、その前に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

- b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
- c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第15条第1項第15号中「求めること。」を「求めるものとする。」に改め、同号ア中「要介護更新認定」を「法第28条第2項に規定する要介護更新認定」に改め、同号イ中「要介護状態区分」を「法第29条第1項に規定する要介護状態区分」に改め、同項第16号中「第13号の」を「第13号に規定する」に改め、同項第17号中「行うこと」を「行うものとする」に改め、同項第18号中「退院し、又は」を「退院又は」に改め、「することが」を削り、「行うこと」を「行うものとする」に改め、同項第18号の2中「位置づける」を「位置付ける」に、「ならないこと」を「ならない」に改め、同項第19号中「ならないこと」を「ならない」に改め、同項第19号の2中「ならないこと」を「ならない」に改め、同項第20号中「、訪問看護」を「訪問看護」に、「当該医療サービス」を「、当該医療サービス」に、「行い」を「行うものとし」に、「当該指定居宅サービス」を「、当該指定居宅サービス」に、「行うこと」を「行うものとする」に改め、同項第21号中「それら」を「短期入所生活介護及び短期入所療養介護」に、「ならないこと」を「ならない」に改め、同項第22号中「当該居宅サービス計画にその利用が」を「当該計画に福祉用具貸与が」に、「その理由を当該」を「その理由を」に、「ならないこと」を「ならない」に改め、同項第23号中「当該居宅サービス計画にその利用が」を「当該計画に特定福祉用具販売が」に、「ならないこと」を「ならない」に改め、同項第24号中「ならないこと」を「ならない」に改め、同項第25号中「こと」を「ものとする」に改め、同項第26号中「規定により」を「規定に基づき、地域包括支援センターの設置者である」に、「指定居宅介護支援の業務を適正に実施することが」を「当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施」に、「ならないこと」を「ならない」に改め、同項第27号中「規定により」を「規定に基づき」に、「同条第1項の会議から」を「同条第1項に規定する会議から、」に、「ならないこと」を「ならない」に改める。

第16条第1項中「当該市町村が」を削り、「当該居宅サービス費」を「当該居宅介護サービス費」に、「に関する情報」を「として位置付けたものに関する情報」に改め、同条第2項中「当該市町村が」を削る。

第19条第2項中「（第2条から第5条までを除く。）」を削る。

第20条中「運営に係る重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）」を「運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項」に改め、同条第2号中「従業者」を「職員」に改める。

第21条第1項中「することが」を削り、「、介護支援専門員」を「介護支援専門員」に改め、同条第2項中「、この限りでない」を「この限りでない」に改め、同条第3項中「向上のための研修」を「向上のために、その研修」に改める。

第23条中「その他の従業者」を削る。

第24条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に

改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第29条第3項中「場合は」を「場合には」に改める。

第31条第2項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第1号中「の規定による」を「に規定する」に改め、同項第2号イ中「アセスメント」を「第15条第7号に規定するアセスメント」に改め、同号ウ中「サービス担当者会議」を「第15条第9号に規定するサービス担当者会議」に改め、同号エ中「モニタリング」を「第15条第14号に規定するモニタリング」に改め、同項第5号中「とった」を「採った」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、その前に次の1号を加える。

(3) 第15条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

「第3章 基準該当居宅介護支援に関する基準」を「第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準」に改める。

第32条中「前章（第3条並びに第28条第6項及び第7項を除く。）」を「第2条、第2章及び第3章（第28条第6項及び第7項を除く。）」に改め、「この場合において」の次に「、第6条第1項中「第20条」とあるのは「第32条において準用する第20条」と」を加える。

「第4章 雑則」を「第5章 雑則」に改める。

附則第1項を附則第1条とする。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「第5条第2項」を「改正後の第5条第2項」に、「主任介護支援専門員」を「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員」に、「第5条第1項」を「改正後の第5条第1項」に改め、同項を附則第2条とし、同条の次に次の1項を加える。

2 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、前項中「、改正後」とあるのは「令和3年3月31日までに介護保険法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における改正後の第5条第1項に規定する管理者（以下この条において「管理者」という。）が、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、改正後」と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を改正後の第5条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の第24条第3項の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

新見市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

新見市長

戎 脊

新見市条例第 2 1 号

新見市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

新見市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 5 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「（趣旨）」に改める。

第 2 条第 2 項中「である者」を削る。

第 6 条第 5 項第 5 号中「第 6 5 条」を「第 6 5 条第 1 項」に改め、同項中第 1 1 号を削り、第 1 2 号を第 1 1 号とし、同条第 6 項中「当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に改める。

第 7 条中「同一敷地内にある」を削る。

第 2 4 条第 1 項中第 9 号を第 1 1 号とし、第 8 号を第 1 0 号とし、同号の前に次の 2 号を加える。

（8） 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

（9） 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 3 4 条第 1 項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第 4 2 条第 2 項第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 7 号中「に

規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

(5) 第24条第8号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第3項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第6項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第48条中「同一敷地内の」を削る。

第51条第1項中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、同号の前に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9第1項中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、同号の前に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の22中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第59条の26第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の32第1項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、同号の前に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の39第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

(4) 第59条の32第1項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」を加える。

第66条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第70条第1項中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、同号の前に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第71条第1項中「及び次条」を削る。

第79条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項を次のように改める。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等いずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院	介護職員
--	--	------

第83条第1項を次のように改める。

指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第83条第3項中「第112条」の次に「、第192条第3項」を加える。

第92条第1項第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同項第6号中「前項」を「前号」に改め、同項第8号を同項第9号とし、同項第7号を同項第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第107条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第111条第1項中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第121条中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、同項の前に次の5項を加える。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第127条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

- 1.1 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

- (1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条中「同一敷地内にある」を削る。

第147条中第2項を第7項とし、同項の前に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第152条第1項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加え

る。

第165条の2第1項中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条中「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条見出し中「病院等」を「医療機関等」に改め、同条第1項を次のように改める。

指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかななければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第172条中第2項を第6項とし、同項の前に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第176条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に

改める。

第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。

第187条中第5項を第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第59条の17第1項から第4項まで」の次に「、第106条の2」を加える。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第192条第1項中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1項第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同項中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第201条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の第34条第3項（改正後の第59条、第59条の20、第59条の22、第59条の40、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

第3条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の第92条第7

号及び第197条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

第4条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、改正後の第106条の2(改正後の第128条、第149条、第177条、第189条、第202条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

第5条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、改正後の第172条第1項(改正後の第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

新見市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

新見市長 戎 育

新見市条例第 22 号

新見市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

新見市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 25 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「（趣旨）」に改める。

第 2 条第 2 項中「である者」を削る。

第 6 条第 1 項中「同一敷地内にある」を削る。

第 9 条第 2 項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第 44 条第 6 項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第 10 条第 1 項中「同一敷地内にある」を削る。

第 32 条第 1 項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第 40 条第 2 項第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 6 号を同項第 7 号とし、同項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号

とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第1項第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同項第16号とし、同項第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、同項第9号の次に次の2号を加える。

- (10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項を次のように改める。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院	介護職員
---	--	------

第45条第1項を次のように改める。

指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第63条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検

討するための委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第64条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第72条第1項中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第79条中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第85条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の第32条第3項(改正後の第65条及び第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

第3条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の第53条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

第4条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、改正後の第63条の2(改正後の第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

新見市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

新見市長 戎 育

新見市条例第 2 3 号

新見市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新見市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成 2 6 年条例第 4 3 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに 1 以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第 5 条第 1 項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」に改め、同条第 2 項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第 1 項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号)第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第 1 項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げ

る場合は、この限りでない。

- (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加える。

第12条に次の2項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第13条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第14条第1項中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同項第1号中「（平成11年厚生省令第36号）」を削り、同項第4号中「規定」の次に「（第32条第29号の規定を除く。）」を加える。

第23条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第30条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (3) 第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第32条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第32条第1項第2号の次に次の2号を加える。

- (2の2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (2の3) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第32条第1項第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、

同号イ中「訪問しない月」の次に「（ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号イを同号エとし、その前に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

（ア） テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

（イ） サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があつたときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第32条第1項に次の1号を加える。

（29） 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の第23条第3項（改正後の第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

新見市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

新見市長 戎 育

新見市条例第 2 4 号

新見市公民館条例の一部を改正する条例

新見市公民館条例（平成 1 7 年条例第 3 2 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 新見市神郷公民館三坂分館の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

新見市哲多体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

新見市長 戎 脊

新見市条例第 2 5 号

新見市哲多体育施設条例の一部を改正する条例

新見市哲多体育施設条例（平成 1 7 年条例第 3 4 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 久保井野キャンプ場管理棟の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

新見市営単独住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

新見市長 戎 有

新見市条例第 26 号

新見市営単独住宅条例の一部を改正する条例

新見市営単独住宅条例（平成 17 年条例第 257 号）の一部を次のように改正する。

別表花木ハイツの項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新見市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

新見市長 戎 育

新見市条例第 27 号

新見市水道事業給水条例の一部を改正する条例

新見市水道事業給水条例（平成 17 年条例第 345 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第 8 条中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第 45 条第 2 項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

新見市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

新見市長

戎 育

新見市条例第 2 8 号

新見市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

新見市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 2 5 年条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

新見市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

新見市長 戒 育

新見市条例第 2 9 号

新見市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

新見市職員の特殊勤務手当支給条例（平成 1 7 年条例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

1 0	異常な自然現象等により重大な災害が発生した市町村の区域（市内を除く。）において行う避難所の運営業務その他の被災地支援に関する業務に従事した職員	1 日につき 7 1 0 円
-----	---	----------------

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。

新見市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

新見市長

戎 育

新見市条例第 30 号

新見市介護保険条例の一部を改正する条例

新見市介護保険条例（平成 17 年条例第 165 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（保険料率）

第 3 条 令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。）第 38 条第 1 項第 1 号に掲げる者 年額 33,860 円

(2) 令第 38 条第 1 項第 2 号に掲げる者 年額 50,970 円

(3) 令第 38 条第 1 項第 3 号に掲げる者 年額 51,340 円

(4) 令第 38 条第 1 項第 4 号に掲げる者 年額 66,960 円

(5) 令第 38 条第 1 項第 5 号に掲げる者 年額 74,400 円

(6) 令第 38 条第 1 項第 6 号に掲げる者 年額 89,280 円

(7) 令第 38 条第 1 項第 7 号に掲げる者 年額 96,720 円

(8) 令第 38 条第 1 項第 8 号に掲げる者 年額 111,600 円

(9) 令第 38 条第 1 項第 9 号に掲げる者 年額 126,480 円

(10) 令第 38 条第 1 項第 10 号に掲げる者 年額 141,360 円

(11) 令第 38 条第 1 項第 11 号に掲げる者 年額 156,240 円

(12) 令第 38 条第 1 項第 12 号に掲げる者 年額 171,120 円

(13) 令第 38 条第 1 項第 13 号に掲げる者 年額 178,560 円

2 令和 6 年度から令和 8 年度までの令第 38 条第 1 項第 6 号の基準所得金額は、令第 38 条第 6 項の規定に基づく介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「規則」という。）第 143 条の規定にかかわらず、120 万円とする。

3 令和 6 年度から令和 8 年度までの令第 38 条第 1 項第 7 号の基準所得金額は、令第 38 条第 7 項の規定に基づく規則第 143 条の 2 の規定にかかわらず、210 万円とす

る。

- 4 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第8号の基準所得金額は、令第38条第8項の規定に基づく規則第143条の3の規定にかかわらず、320万円とする。
- 5 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第9号の基準所得金額は、令第38条第9項第1号の規定にかかわらず、420万円とする。
- 6 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第10号の基準所得金額は、令第38条第9項第2号の規定にかかわらず、520万円とする。
- 7 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第11号の基準所得金額は、令第38条第9項第3号の規定にかかわらず、620万円とする。
- 8 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第12号の基準所得金額は、令第38条第9項第4号の規定にかかわらず、720万円とする。
- 9 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,210円とする。
- 10 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中21,210円とあるのは、36,090円と読み替えるものとする。
- 11 第9項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第9項中21,210円とあるのは、50,970円と読み替えるものとする。

第5条第3項を次のように改める。

- 3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び（1）に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の新見市介護保険条例第3条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。